

市民生活部

組織目標



市民生活部は、地域振興課（9地区センター）・人権推進課（男女共同参画推進センター・消費生活センター）・市民課で構成し、地域の振興、市民文化の推進、多文化共生社会の推進、人権の尊重、男女共同参画社会の実現、戸籍・住民基本台帳・印鑑登録・国民年金事務・マイナンバーに関する事務事業を行っています。

市民生活部の目標（令和6年度）	市民生活部長 片寄 貴之
【部の基本方向】 市民一人ひとりが互いを尊重し合い、つながりを大切にしたいまちを創造します。 9地区の地区センターを拠点とし、少子高齢社会の多岐に渡る課題に対応しながら、地域住民の利便性向上や地域福祉の発展を目指します。	
【部の重点方針】 1 地域の特性を活かしたコミュニティや市民文化が創造され、魅力と活気に満ちたまちづくりを進めます。また、地区センターの6つの機能が十分に発揮されるよう各関係者と連携します。 2 市民一人ひとりが、世代や国籍の垣根を越え、文化の違いを認め合い、地域社会で互いに連携し支え合うことで、地域課題を解決していくことのできる多文化共生社会のまちづくりを進めます。 3 女性の能力開発及びキャリアアップを支援します。また、すべての個人が、互いの人権を尊重し性別に縛られず、社会のあらゆる場面で個性や能力を十分に発揮し活躍できる社会づくりを進めます。 4 マイナンバーカードの利便性を鑑み、交付率の向上に努めます。	
【課の目標（達成すべき目標）】  【地域振興課】 1 コミュニティ活動の活発なまちづくりの促進 魅力と活気に満ちたまちづくりを推進するため、各区・自治会と連携し、地区センターを拠点とした地域コミュニティの維持・発展を目指します。 ・地域コミュニティ推進講演会の開催：3回 2 多文化共生社会のまちづくり 多文化共生社会の実現に向けて、これからの社会に必要な共通言語である「やさしい日本語」を市の「地域の共通言語」とするため、市国際交流協会と共に普及を図ります。 ・地域で活動する方を対象とした講座の実施：1回	【目標の達成度合】

- ・庁内での活用を促すため、職員を対象とした講座の実施：2回
- ・市からの情報発信に対し「やさしい日本語」の活用の促進と支援：随時

3 地区センターの運営と工事の実施

地域コミュニティの拠点施設としての役割と地域における市民サービスの充実を果たすことを目指して、関係各課との連携並びに課内・地区センター内の職員協力体制を強化し、6つの機能を十分発揮するよう運営します。また、施設の長寿命化を図る工事を適切に実施します。

【人権推進課】



4 男女共同参画社会の実現

第5次いるま男女共同参画プランに基づき、女性就労・キャリアアップ支援事業を実施し、働く意欲を持つ女性が活躍できる社会の実現を目指します。

- ・就職支援、キャリアアップ、起業等のセミナーを開催し、事業周知に努め募集定員の80%以上の参加者を募る。

5 人権の尊重と相談業務の充実

市民一人ひとりがお互いに人権を尊重できる社会を醸成するため、人権啓発活動を推進します。

また、市民からの専門的な相談に対応するため、弁護士による法律相談を始めとした各種相談事業の充実及び市民への周知に努めます。

- ・各種専門相談：12種類

【市民課】



6 マイナンバーカードの申請率・交付率向上

令和5年度から開始した「郵便局での新規申請受付」のサービスについて広く周知を行うとともに、引き続きマイナンバーカードの早期受け取りを働きかけ、申請率・交付率の向上を目指します。

- ・マイナンバーカード交付率：80%（対人口比）